

第四〇回

参第一一号

学校騒音防止工事費交付金法（案）

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の航空機の使用等によつて生ずる騒音による学校の授業の障害を除去するために行なわれる騒音防止の工事に関して交付金を交付し、もつて学校における教育の正常な実施の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号における用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校をいう。
- 二 「校舎」とは、学校の授業の用に供される建物で政令で定めるものをいう。
- 三 「駐留軍等」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国軍隊、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき日本国内にある国際連合の軍隊及び自衛隊をいう。
- 四 「騒音状態」とは、駐留軍等による航空機の使用、エンジン・テストその他政令で定める行為によつて生ずる騒音が、その強度、発生回数及び継続時間において政令で定める限度をこえている状態をいう。
- 五 「騒音場所」とは、騒音状態のある場所をいう。
- 六 「騒音段階」とは、第四号の騒音の強度、発生回数及び継続時間に応じて文部省令で区分した騒音状態の各段階をいう。
- 七 「防音装置工事」とは、騒音段階に応じて文部省令で定める工事種別基準により、校舎に、又は校舎の建築（大規模の修繕又は大規模の模様替えを含む。）とあわせて防音装置（換気装置、換気装置のための井戸及びポンプ並びにこれらの付属機器を含む。）を装備する工事をいう。
- 八 「防音鉄筋工事」とは、木造の校舎に、又は木造の校舎の建築とあわせて防音装置工事を行なうことによつては校舎の騒音防止の目的を達することができない場合において、騒音防止の目的を達するため、鉄筋コンクリート造りの校舎を建築し、及び防音装置工事を行なう工事をいう。

（交付金）

第三条 第一条に規定する目的を達成するため、国は、次の各号に掲げる経費について、当該学校の設置者に対し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の定めるところにより、学校騒音防止工事費交付金（以下「交付金」という。）を交付する。交付金の額は、第二号八に掲げる経費については政令の定めるところによりその経費の額の一部と同額とし、その他の経費についてはこの法律に

基づき算定される経費の額と同額とする。

- 一 騒音場所に所在する校舎で当該校舎を当該学校の教育の用に供するに至つた後に、その所在する場所が騒音場所となり、又はその所在する場所の騒音段階が上位の騒音段階に達することとなつたもの（以下「対象校舎」という。）について、当該騒音段階に応じて行なう防音装置工事又は防音鉄筋工事に要する経費
 - 二 防音装置工事又は防音鉄筋工事によつてもなお騒音防止の目的を達することができないため対象校舎の所在する場所を移転する場合において、イ、ロ及び八に掲げる経費
 - イ 移転の場所が騒音場所でない場合にあつては校舎の建築の工事に要する経費、移転の場所が騒音場所である場合にあつては校舎の建築の工事及びこれとあわせて当該騒音段階に応じて行なう防音装置工事に要する経費又は当該騒音段階に応じて行なう防音鉄筋工事に要する経費
 - ロ イの工事に伴い政令の定めるところにより行なう当該学校のその他の施設の設置の工事に要する経費
 - 八 当該学校の移転のため必要な校地の買収（買収に準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費
 - 三 私立の学校並びに公立の大学及び高等専門学校で対象校舎を有するものの対象校舎以外の校舎（その場所に所在するものでなければ当該対象校舎において行なつている当該学校の教育の円滑な実施に支障を生ずると認められるものに限る。）について、騒音段階に応じて行なう防音装置工事に要する経費
 - 四 第一号及び第二号に掲げる経費を除くほか、公立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の校舎について、騒音段階に応じて行なう防音装置工事又は防音鉄筋工事に要する経費
 - 五 防音装置工事（防音鉄筋工事として行なうものを含む。）に係る防音装置、換気装置、換気装置のためのポンプ及びこれらの付属機器（これらの更新されたものを含む。）の修理及び更新に要する経費並びに当該換気装置及びポンプの運転のための電力に要する経費
- 2 前項第二号の場合において、移転前の対象校舎が存続していないときは、当該対象校舎についての同号イの建築の工事（防音鉄筋工事として行なうものを除く。）に要する経費については、同号イの規定にかかわらず、交付金は交付しない。
 - 3 騒音場所に所在する校舎でその建物を当該学校の教育の用に供するに至つた際には既にその所在する場所が騒音場所であつたものでも、校舎とする目的をもつてその建築、買収その他の方法による取得に着手した際には当該場所が騒音場所でなかつた校舎及び当該着手の際には当該場所の騒音段階が当該学校の教育の用に供するに至つた際より下位にあつた校舎は、政令の定めるところにより、対象校舎とみなす。
 - 4 対象校舎に代えるため建築、買収その他の方法により取得した校舎及び当該設置者の

有する建物を対象校舎に代えるため転用した校舎は、政令の定めるところにより、対象校舎とみなす。

- 5 対象校舎に代わるべき校舎の所在場所が当該対象校舎の従前の所在場所と異なる場合においては、前項の規定は、当該校舎の所在場所が当該対象校舎の従前の所在場所における騒音段階をこえない騒音場所である場合に限り、適用する。

(経費の額の算定方法)

第四条 前条第一項各号に掲げる経費の額の算定に関し必要な事項は、次の各号に規定するもののほか、政令で定める。

一 防音装置工事(防音鉄筋工事として行なうものを除く。)に要する経費(換気装置、換気装置のための井戸及びポンプ並びにこれらの付属機器に要するものを除く。)については、当該工事を行なう校舎の建築坪数を基準として算出する。

二 防音鉄筋工事に要する経費については、前条第一項第一号及び第二号イの防音鉄筋工事に関しては当該工事に係る従前の校舎の建築坪数(当該工事に係る従前の校舎が鉄筋コンクリート造りのものでないときは、政令の定めるところにより、これに補正を加えた坪数)を、同項第四号の防音鉄筋工事に関しては当該工事に係る建築坪数を基準として算出し、この基準に従い算出される金額からイ又はロに掲げる金額を控除する。

イ 当該防音鉄筋工事に係る従前の校舎が当該工事後も存続している場合において、当該従前の校舎が鉄筋コンクリート造りのものであるときにあつてはその評価額、その他のものであるときにあつてはその評価額と再建築費換算額との合計額

ロ イの場合以外の場合においては、当該工事に係る建築坪数に政令の定めるところにより補正を加えた坪数を基準として算出した木造の校舎の標準建築費(防音装置工事を行なわないと仮定した場合において当該建築に要すべき経費をいう。)の額と再建築費換算額との合計額

三 前条第一項第二号イの建築の工事(防音鉄筋工事として行なうものを除く。)に要する経費については、移転前の校舎の構造及び建築坪数を基準として算出し、この基準に従い算出される金額から当該移転前の校舎の評価額を控除する。

- 2 前項第二号の再建築費換算額は、鉄筋コンクリート造りの校舎を建築する場合において、その建築が木造であると仮定したときに当該鉄筋コンクリート造りの校舎の耐用年数期間中に必要となるべき木造の校舎の再建築(再建築後の再建築を含む。)に要する経費で学校の設置者の負担となるべき部分の額を、当該鉄筋コンクリート造りの校舎の建築の時における金額に換算した金額とし、政令の定めるところにより算出する。

(買収の場合)

第五条 校舎その他の学校の施設を買収する場合において当該買収によつて第三条第一項第一号から第四号までの各号の工事の全部又は一部が不要となるときは、同項各号の規定の適用については、当該買収は、当該工事の全部又は一部とみなす。この場合におい

て、経費の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県への事務費の交付)

第六条 国は、政令の定めるところにより、都道府県の知事又は教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校法の準用)

第七条 私立の学校に関して交付金を交付する場合には、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第三項から第六項までの規定を準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

(他の法律による負担との調整)

第八条 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十二年法律第八十一号)第三条、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)第三条又は公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第二条(以下「負担諸法」という。)の規定により国庫がその一部を負担する校舎の建築又は校地の買収に要する経費の全部又は一部が同時に第三条第一項第一号、第二号又は第四号の規定により交付金を交付すべき経費の全部又は一部に該当する場合において、負担諸法の規定による国庫の負担と交付金の交付との調整に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令委任)

第九条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 第三条第一項第五号の規定の適用については、この法律の施行前に行なつた防音装置工事(防音鉄筋工事として行なうものを含む。)に相当する工事に係る防音装置、換気装置、換気装置のためのポンプ及びこれらの付属機器は、それぞれ、防音装置工事に係る防音装置、換気装置、換気装置のためのポンプ及びこれらの付属機器とみなす。

(既存校舎等に係る工事等の早期完了)

3 この法律の施行の際現に第三条第一項第一号又は第二号に掲げる工事を必要としている対象校舎に関しては、国及び当該学校の設置者は、当該各号に規定する工事が昭和三十九年度中に完了するように措置するものとする。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 学校の騒音防止に関すること。

理 由

学校における教育の正常な実施の確保に資するため、駐留軍等の航空機の使用等によつて生ずる騒音による学校の授業の障害を除去するために行なわれる騒音防止の工事に関して交付金を交付することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費は、昭和三十七年度から昭和三十九年度までの三年間において約二百六億円の見込みである。